≪資料 6≫

小川町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、小川町地域公共交通活性化協議会設置規約（以下「規約」という。）第１４条第２項の規定に基づき、小川町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第２条　協議会に出席した委員の報酬の額は、日額５，８００円とする。ただし、以下に掲げる委員についてはこれを支給しないものとする。

⑴　国、県、町及びその他団体の常勤職員

⑵　公共交通事業者及び交通管理者からの選出委員

⑶　前２号に定めるもののほか、申し出のあった委員

（費用弁償）

第３条　委員が会議等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

２　前項の規定により支給する旅費の額は、小川町の例によるものとする。

第４条　規約第７条第５項の規定により会議に委員以外の者の出席を求めた場合は、前２条の規定を準用する。

（補則）

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２７年９月１４日から施行する。